

令和4年第2回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(6月14日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表 .....	1
2	神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例 新旧対照表 .....	3
3	住民基本台帳法施行条例 新旧対照表 .....	6

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人ホタルのふるさと瀬上沢基金	横浜市港南区港南台九丁目30番31号	平成29年8月1日から令和4年7月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	横浜市中区黄金町一丁目4番地先	平成29年8月1日から令和4年7月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人地球学校	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	平成29年8月1日から令和4年7月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	藤沢市藤沢577番地寿ビル301号室	平成29年8月1日から令和4年7月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人コロンプスアカデミー	横浜市磯子区東町9番9号	平成29年8月1日から令和4年7月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区錦が丘15番11号	平成29年8月1日から令和4年7月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人移動サービスアクセス	横浜市青葉区荏田北3-11-24	平成29年8月1日から令和4年7月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人ARCSHIP	横浜市中区常盤町一丁目1番地宮下ビル4F	平成29年8月1日から令和4年7月31日まで
(略)			(略)		

改 正			現 行		
特定非営利活動法人スローレーベル	横浜市南区吉野町2-4国際吉野町ビル402	(略)	特定非営利活動法人スローレーベル	横浜市神奈川区白幡南町26-2	(略)
(略)			(略)		
特定非営利活動法人コロムブスアカデミー	横浜市磯子区東町9番9号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	横浜市中区黄金町一丁目4番地先	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	藤沢市藤沢577番地寿ビル301号室	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人地球学校	横浜市栄区小菅ケ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人移動サービスアクセス	横浜市青葉区荏田北3-11-24	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人ARCSHIP	横浜市中区常盤町一丁目1番地宮下ビル4F	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区錦が丘15番11号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金	横浜市港南区港南台九丁目30番31号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで	(新規)		

2 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年神奈川県条例第18号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第3条（略） （自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 神奈川県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額</p>	<p>第1条～第3条（略） （自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 神奈川県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額</p>

改 正	現 行
<p>であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>
<p>第5条～第5条の3 (略)</p>	<p>第5条～第5条の3 (略)</p>
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p>
<p>第5条の4 神奈川県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数以内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>第5条の4 神奈川県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数以内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p>
<p>(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p>	<p>(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円51銭</u></p>
<p>(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)</p>	<p>(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>37万5,500円と5円2銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)</p>
<p>第6条・第7条 (略)</p>	<p>第6条・第7条 (略)</p>
<p>(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p>	<p>(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p>
<p>第8条 神奈川県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポ</p>	<p>第8条 神奈川県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポ</p>

改 正	現 行
<p>スター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27万655円と28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>スター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>26万2,530円と27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p> <p>第9条 (略)</p>

3 住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
提供を受ける 知事以外の県 の執行機関	事務	提供を受ける 知事以外の県 の執行機関	事務
<u>1</u> 神奈川県 教育委員会	<u>特別支援学校への就学のため必 要な経費の支弁（特別支援学校 への就学奨励に関する法律（昭 和29年法律第144号）による ものを除く。）に関する事務で あって規則で定めるもの</u>	(新規)	(新規)
<u>2・3</u> (略)	(略)	<u>1・2</u> (略)	(略)
<u>4</u> 神奈川県 公安委員会	<u>道路交通法による同法第100条 の2第1項の再試験の実施、第 101条の7第1項の臨時の認知 機能検査、第102条第1項から 第5項までの臨時の適性検査、 同条第1項から第4項までの医 師の診断書の提出、第103条第 1項、第2項若しくは第4項、 第104条の2の2第1項、第2 項若しくは第4項、第104条の 2の3第3項若しくは第104条 の2の4第1項、第2項若しく は第4項の規定による免許の取 消し、第103条第1項若しくは 第4項若しくは第104条の2の 3第1項若しくは第3項の規定 による免許の効力の停止又は第 108条の2第1項第10号若しく は第12号から第14号までの講 習の実施に関する事務であって 規則で定めるもの</u>	<u>3</u> 神奈川県 公安委員会	<u>道路交通法による同法第100条 の2第1項の再試験の実施、第 101条の7第1項の臨時の認知 機能検査、第102条第1項から 第5項までの臨時の適性検査、 同条第1項から第3項までの医 師の診断書の提出、第103条第 1項、第2項若しくは第4項、 第104条の2の2第1項、第2 項若しくは第4項若しくは第 104条の2の3第3項  _____の規定による免許の取 消し、第103条第1項若しくは 第4項若しくは第104条の2の 3第1項若しくは第3項の規定 による免許の効力の停止又は第 108条の2第1項第10号、第12 号若しくは第13号_____の講 習の実施に関する事務であって 規則で定めるもの</u>
<u>5</u> (略)	(略)	<u>4</u> (略)	(略)